

**1 権利擁護部会での検討経過について**

札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたっては、専門的な事項を審議する必要があるため、令和元年度地域福祉社会計画審議会による承認を得て、当審議会の専門部会として権利擁護部会を設置し、同部会の決議をもって審議会の決議とすることとされました。

権利擁護部会では、令和元年度に全5回の会議を以下のとおり開催し、判断能力が十分ではない認知症高齢者等の権利擁護支援の取組等についてご議論いただき、同部会の計画案を取りまとめいただきました。

開催日	主な議事内容
令和元年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び副部会長の選出</li> <li>・ 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制、スケジュール</li> <li>・ 成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告</li> <li>・ 成年後見制度の関係機関、団体の取組状況の共有</li> </ul>
令和元年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の状況報告</li> <li>・ 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の構成</li> </ul>
令和元年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用促進に資する取組について</li> </ul>
令和2年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の検討</li> </ul>
令和2年3月16日	

**2 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定状況について**

本計画の策定時期は、当初、令和2年10月を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、札幌市において全庁を挙げて対策に取り組むこととし、策定時期を半年間延期することといたしました。

本計画案については、令和2年8月から各庁内会議を経て検討を行い、令和2年第4回定例市議会への報告後、市民の方々からご意見をいただくためのパブリックコメントを実施（令和2年12月21日～令和3年1月25日の期間）し、令和3年3月に策定しました。

## 第1章 計画の策定にあたって (P1~8)

### 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、その必要性は年々高まっていくものと考えられるが、全国における近年の利用状況をみると、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。そのため、国は、2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」を施行、翌2017年3月には、同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、利用促進に関する市町村計画の策定に努めるよう規定した。

札幌市においても、権利擁護支援が必要な人に対する支援体制を整備する必要があり、制度利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定することとした。

### 2 計画の位置づけ

- ・「促進法」に基づく計画
- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン」における個別計画
- ・関連計画である「札幌市地域福祉社会計画 2018」等との整合、連携を図る

**3 計画期間** 2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度)までの3年間

## 第2章 計画策定の背景 (P9~25)

### 1 国の動向

国は、成年後見制度が十分に活用されていないことに鑑み、制度利用の促進について、国・地方公共団体の責務などを定めた「促進法」を施行し、同法に基づき、制度利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。

国が求める市町村への体制整備

市町村は、利用促進に関する計画策定に努めるよう規定されたほか、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に向け、積極的な役割を果たすこととされた。

#### 【地域連携ネットワークの3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

### 2 成年後見制度を取り巻く現状

#### (1) 全国における成年後見制度の利用状況

2019年12月時点での各類型(任意後見・補助・保佐・後見の4類型(計22万人))の利用割合は、後見類型が全体の約8割を占め、他の類型と大きな差が生じている(申立開始に係る類型割合についても同様)。

#### (2) 札幌市の成年後見制度の利用状況

2020年4月時点で約3千人が利用。全国的な傾向と同様に、後見類型が全体の約7割を占めている。

#### (3) 札幌市の認知症高齢者の状況

2020年10月時点で約6万人。2040年には高齢者のおよそ7人に1人が認知症となる見通し。

#### (4) 札幌市の高齢単身世帯の状況

2020年10月時点で約13万世帯。2025年には7世帯に1世帯が高齢単身世帯となる見通し。

#### (5) 札幌市の知的障がい者及び精神障がい者の状況

2020年3月時点で療育手帳所持者は約2万人、精神手帳所持者は約3万人であり、年々増加している。

### (6) 成年後見制度に関する事業の現状

#### ア 市民後見推進事業

2020年4月時点で99人が市民後見人候補者名簿に登録しており、累計20件の受任実績がある。

#### イ 成年後見制度利用支援事業

市長申立件数は2016年度から増加傾向にあり、2019年度は50件。

#### ウ 日常生活自立支援事業

札幌市社会福祉協議会の実施事業(補助事業)。2019年度の実契約件数は205件。

### (7) 成年後見制度に関する市民意識調査(市民5千人を対象として実施)

- ・ 制度の認知度……………「制度の内容を知っていた」と回答した市民は26.8%
- ・ 制度の利用意向……………「当該制度を利用したいと思う」と回答した市民は32.2%
- ・ 制度利用の促進に重要なこと…「身近な相談窓口が設置されること」と回答した市民は55.9%

### 3 成年後見制度に関する課題

利用状況等から見てくる主な課題

課題① 成年後見制度が十分に活用されていない 課題② 保佐、補助及び任意後見の利用割合が低い

課題③ 成年後見制度が市民に知られていない 課題④ 制度に関する相談支援体制が整備されていない

## 第3章 計画の理念・目標と施策の体系 (P26~29)

### 1 基本理念

#### <基本理念>

一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまちさっぽろ

### 2 基本目標

### 3 施策の体系

以下のとおり、体制整備等に係る3つの基本目標、6つの施策を設定

#### 【基本目標Ⅰ】成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

権利擁護支援を要する人の発見・支援や相談等を役割とする地域連携ネットワークの整備に向けて、ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関の設置等を行う。

施策1	権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築
-----	---------------------------

#### 【基本目標Ⅱ】誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結び付くよう、制度周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行う。

施策2	制度利用につながる情報提供や相談の実施
-----	---------------------

施策3	成年後見制度利用支援事業の推進
-----	-----------------

施策4	後見人となる人材の育成・活用
-----	----------------

施策5	適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備
-----	------------------------

#### 【基本目標Ⅲ】後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

後見人が地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動を行えるよう、中核機関を中心としたバックアップ体制を整える。

施策6	後見活動を支援する仕組みづくり
-----	-----------------

第4章 施策の展開 (P30~47)

新規事業：新 レベルアップ事業：レ 継続事業：継

**【基本目標Ⅰ】 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します**

施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

主な取組	取組内容
新 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置	札幌市の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核機関を設置する。権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組む。
新 地域連携ネットワークの機能の整備	成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、司法、地域の関係団体と連携を図り、役割分担をしながら、成年後見制度の利用の促進に向けた広報や相談、後見人支援等の各機能を段階的に整備する。
新 専門職団体や関係機関による協議会の設置	地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、上記団体等を構成員とする協議会を設置し、中核機関が同協議会の事務局を担い、成年後見制度の利用の促進に向けた連携体制を強化する。
新 チームによる後見活動の推進	本人に身近な親族や福祉の関係者等と後見人が日常的な関わりを通して、本人の意思決定支援や身上保護等を行うチームによる後見活動を推進する。

**【基本目標Ⅱ】 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます**

施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施

主な取組	取組内容
レ 制度周知のための広報・啓発活動	任意後見・保佐・補助類型を含めた成年後見制度の早期利用を念頭に、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図る。
新 関係機関の職員に対する研修の実施	権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談対応を行うとともに、チームによる後見活動を推進するために、福祉や医療の関係機関の職員や民生委員等に対し、権利擁護支援に関する研修を実施する。
新 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進	地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センター、福祉の専門職である介護支援専門員や相談支援専門員等の日頃の活動・業務を通じて、既に発見されている人はもとより、権利擁護支援の必要な人を発見して適切な制度に結び付けるよう支援する。
新 成年後見制度の利用に関する相談の実施	新たに設置する中核機関において、制度利用について早期の段階から相談できる窓口を開設する。専門職団体の個別相談窓口や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所においても、中核機関と連携しながら相談対応を行う。

施策3 成年後見制度利用支援事業の推進

主な取組	取組内容
継 市長申立の実施	親族による申立てができない事情がある人に対し、市長申立てを実施する。
レ 申立費用及び報酬費用助成の実施	市長申立て事案において、資産・収入等の要件に該当した人に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施する。また、今後、本人・親族申立ての事案において、経済的理由により成年後見制度が利用できないということがないように、市長申立と事案と同様に助成を実施する。

施策4 後見人となる人材の育成・活用

主な取組	取組内容
継 市民後見人の養成	本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成する。
新 法人後見の推進	法人後見実施団体の活動を推進するため、後見活動に関する相談対応を行うとともに、適切な支援を行うための調査・研究を行う。

施策5 適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備

主な取組	取組内容
レ 日常生活自立支援事業からの移行支援	認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、日常生活自立支援事業を実施している札幌市社会福祉協議会と中核機関が連携を図り、スムーズに制度に移行できるような体制を整備する。
レ 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり	適切な市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦するため、学識経験者や法律の専門職等で構成される受任調整部会を開催する。また、市民後見人以外の成年後見人候補者の推薦については、利用実態等を踏まえて調査・研究を行う。

**【基本目標Ⅲ】 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます**

施策6 後見活動を支援する仕組みづくり

主な取組	取組内容
新 後見活動に関する相談体制の整備	中核機関に相談対応を行う窓口を設置し、専門職団体の既存の相談対応とともに、後見活動を支援する体制を整備する。
新 チームに対する支援	必要に応じ、本人に身近な親族、福祉・医療の関係者と成年後見人等が連携するチーム構築の支援をするとともに、チーム関係者から相談対応も行う。
新 専門職との連携強化	相談窓口へ寄せられた専門的な相談に対応するため、専門職団体と連携し、成年後見人等を対象とした後見活動等に関する支援の充実を図る。

第5章 計画の推進について (P48~51)

計画の推進体制

- (1) 市民、関係団体、行政等の連携による計画の推進
- (2) 計画の進行管理・評価
  - ・本計画は、地域福祉社会計画審議会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただき検証していく
  - ・中核機関の運営等に関しては、協議会から意見をいただきながら、施策展開につなげていく
- (3) 成果指標  
本計画の成果を客観的に確認するため、3つの基本目標ごとに成果指標を設定して検証する。  
※計画本書では、設定した指標ごとに考え方を明記

【基本目標Ⅰ】 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

指 標	基 準 (2020 年度)	目 標 (2021 年度)
中核機関及び協議会の設置	—	設 置

【基本目標Ⅱ】 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

指 標	基 準 (2018 年度)	目 標 (2023 年度)
成年後見制度の市民の認知度 (制度内容を知っている市民の割合)	26.8%	33%

指 標	基 準 (2020 年度)	目 標 (2023 年度)
権利擁護支援に関する研修受講人数 (関係機関職員等)	—	3,000 人 (累計)

指 標	基 準 (2020 年度)	目 標 (2023 年度)
本人・親族申立ての報酬助成件数	—	330 件 (累計)

【基本目標Ⅲ】 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

指 標	基 準 (2020 年度)	目 標 (2021 年度)
・後見活動等に関する相談対応 ・チーム構築の支援	—	実 施

資料編 (P. 52~)

1 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会

- (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿 (計 18 名)
- (2) 権利擁護部会委員名簿 (計 14 名掲載)
- (3) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会での検討経過  
計画策定に係る 2019 年度の審議会 (1 回) 及び部会 (5 回) の議事内容を掲載

2 パブリックコメント

- (1) 実施概要
  - ・意見募集期間 2020 年(令和 2 年)12 月 21 日~2021 年(令和 3 年)1 月 25 日
  - ・意見件数 40 件
  - ・計画案の修正 当初の計画案から 19 箇所を修正
- (2) 意見概要の一例  
後見人がその活動を適切に行うためには、十分な知識が必要になることに加え、関係者と適宜情報共有を図っていくことが重要と考える。また、後見人は、被後見人の最後の生活を支えるため、大変責任の重い仕事である。そのようなことを理解した市民後見人が育ってくれば、少しは安心して後見業務を任せられると思う。

3 成年後見制度に関する市民意識調査

成年後見制度の認知度や将来的な制度利用意向など、市民の意識やニーズ把握することを目的に、市民意識調査を実施

- ・調査期間 2018 年(平成 30 年)12 月 7 日~同月 21 日
- ・調査方法 郵送による調査票の送付
- ・調査対象 満 18 歳以上の市民から無作為抽出した 5 千人
- ・有効回答 2394 通(47.9%)
- ・調査結果 制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた人は 26.8%  
自身の判断能力が不十分となった場合に、制度を利用したいと思う人は 32.2%  
制度が利用しやすくなるために重要なことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」と思う人は 55.9%